

# 質 問 書

2023年7月3日

「(案件名) 」ベトナム国水上保安能力強化計画準備調査

(公示日:2023年6月21日/調達管理番号:)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2章 特記仕様書案 第6条(3)警備艇の規模、仕様及び建造隻数  第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程	<p>船型決定手順について、①又は②の何れか伺います。</p> <p>①現地調査には、長さ以外の基本仕様は白紙で臨み、調査の中でベトナム側要請及び諸状況を把握し、帰国後それに基づきコンサルが複数のオプションを作成し、日本国内機関と協議のうえ、その結果をベトナム側に提示する。</p> <p>②現地調査のまえに、コンサルタントが長さ約40m級の船型案を国内関係機関殿に提示のうえ協議し、その結果を持って現地調査に臨む。</p> <p>②とした場合、ご提示されている事前準備期間では十分ではないと思料しますが、延長して提案させていただいて差し支えないでしょうか。</p> <p>さらに事前準備期間中にベトナム水上警察とやり取りし、基本船型を合意のうえ現地調査に臨むことが効率的と思料します。この案だとさらに準備期間が必要となりますが、差し支えないでしょうか。</p>	<p>こちら、昨年末に弊機構がヒアリングした際、越公安省側では船質・寸法・総トン数・エンジン出力・定員・最大速力・耐波力・耐風力・航続距離について明確にイメージを持っていることが分かっております。海保庁が保有する巡視船「たかつき」「よど」「ことなみ」等をイメージしているとのことですので、白紙ではなく、ある程度のイメージを持って臨むことが可能と考えております。その意味で②に近く、かつゼロからのスタートではない、という状況です。準備期間については、上記状況も踏まえ真に必要なものをご提案頂けますと幸いです。</p>

<p>2</p>	<p>第2章 特記仕様書案 第6条実施方針及び留意事項 (2)類似案件の情報収集及び既存資料の活用等</p>	<p>①「実施機関の類似事業担当者」とありますが、実施機関は、「当該国の海上保安機関等」という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②発生する課題、問題点は、国の特性を反映したものもあると思料します。そういう意味から、未だ施工まで至っていませんが、ベトナム海上警察に対する「海上保安能力強化事業」も類似案件とすることはいかがでしょうか。</p> <p>③新しい警備艇を設計するに当たっては、既に供与されているものについて、運用上の問題等も参考にすべき重要な事項だと思料します。ただし、本項に例示されている類似案件それぞれについて、本項に基づき業務を行うために必要な関連資料(準備調査報告書、技術仕様書等)がすべて公開されているという状況ではありません。未公開の関連資料の取扱いについて、調査業務実施段階では、全て提供されることを前提として理解してよろしいでしょうか？</p> <p>④警備艇含む船舶供与の観点から、類似案件として提示されている3件以外にも参考となる案件(フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業計画(I)、スリランカ海上安全能力向上計画、バングラデシュ沿岸部及び内陸水域における救助能力強化計画など)があると思料し</p>	<p>① そのご理解で問題ございません。</p> <p>② ベトナム海上警察への「海上保安能力強化事業」も類似案件とお考え頂いて問題ございません。</p> <p>③ インドネシアの案件のように現在進行形で進んでいる事業もあり、全ての関連資料を公開出来るという確約は難しいものの、必要資料は可能な限り提供させて頂きたく存じます。</p> <p>④ 挙げて頂いた案件いずれも参考案件と認識頂いて問題ございません。(バングラの案件は河川メインと思いますので、部分的に参考になる、という認識です)</p>
----------	--	---	--

		ますが、いかがでしょうか？	
3	第2章 特記仕様案 第7条 業務の内容 (3)事業の背景等の確認 1)	「ベトナムにおける海上保安に係る上位計画」とありますが、「水上警察に関連した上位計画」と理解して宜しいでしょうか。	はい、海上保安の中でも特に水上警察所掌範囲・分野に係る上位計画とご理解頂ければと存じます。
4	第2章 特記仕様案 第7条 業務の内容 (5)他ドナー支援状況調査	「海上保安分野における他ドナーや国際機関(IMO)の協力実績及び予定を確認し」とありますが、本事業との関連、重複の有無等を確認する趣旨から、本事業対象機関である水上警察に対する協力実績及び予定と理解しました。それで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	第2章 特記仕様案 第7条 業務の内容 (3)事業の背景等の確認 3)	上記と同じく、水上警察に対する援助動向と理解しました。それで宜しいでしょうか。	こちらもお理解の通りです。
6	第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容 (10)建造・調達事情調査	本項本文に記述されています「建造の条件(作業可能時間、海上交通規制計画等)を・・・」、「本事業で必要となる資機材、労務について、現地調達第三国調達の可能性を検討し、・・・」、「サブコンの技術レベル・・・」という内容から推察し、本項本文は、船舶ではなく、岸壁、棧橋という海上構造物を対象とする調査と受け取れますが、その判断で間違いありませんでしょうか。	船舶を主眼に置いております。岸壁、棧橋については現時点では新設不要と考えておりますが、調査内で必要性判明したら追加を検討する等の対応が必要と考えております。

7	<p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p>	<p>ベトナム語の通訳について、便宜供与のところでは配置がない旨記載されていますが、それ以外には特に記載されていません。現地調査はもとより、電子メールでのやり取り、ビデオ会議などすべて英語のみで対応可能として計画して宜しいでしょうか。</p>	<p>ベトナム側とのやり取りは基本的に英語が通じず、通訳を介す必要がある見込みですので、通訳要員の配置を検討頂きたく存じます。</p>
8	<p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p> <p>(1)業務工程</p>	<p>業務工程表にあります国内解析の期間は、本件類似案件(第2第 6(2))とされています「ジブチ国海上保安能力向上計画」と比べますと、かなり短縮されております。積算審査も併せてということですので、ジブチの類似案件と同様の期間を提案させていただいてよろしいでしょうか。</p>	<p>調査スコープ踏まえ、本調査実施に当たり真に必要な期間をご提案頂くことは可能です。ジブチ案件は当初より係留施設新設が想定されていたことも踏まえて期間が設定されておりますので、全く同等の期間を設けることは本調査については過分と考えます。(なお、インドネシア巡視艇無償調査では、国内解析を 4 か月としております)</p>
9	<p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p> <p>(5)対象国の便宜供与</p>	<p>①「R/Dを参照」とありますが、どこを見ればよろしいでしょうか、ご教示願います。</p> <p>②カウンターパートが配置されるということですが、現地調査前に、英語で、電子メールでのやり取り、あるいはビデオ会議の開催が可能と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>「なお、詳細については、R/D を参照願います。」という一文は誤植でした。大変申し訳ございません。ご放念頂けますと幸いです。</p> <p>事前に遠隔でのやり取りは、適宜要確認ですが、不可能ではないと考えます。ただし、英語でのやり取りは先述の通りかなり難しい可能性があります。また、治安維持機関であることから、ミーティングを呼びかけたら気軽に対応頂ける、ということも難しい可能性がありますので、都度都度確認が必要と思料します。</p>

10	別添 プレゼンテーション実施要領	プレゼンテーション参加について ①補強者は、業務主任者とは違う場所からでも参加できるようにしていただきたく願います。 ②リモートで実施する場合、PC1 台で繋ぎ、その場に業務主任以外の者も同席させていただきたく願います。	申し訳ございません、プレゼンテーションは実施しませんので、関連部分ご放念願います。
----	------------------	--	---

以上